

神戸市営地下鉄における
駅務機器遠隔システム整備事業

落札者決定基準

令和7年7月14日

神戸市交通局

【 目 次 】

第 1	審査の概要	1
1	落札者決定基準の位置付け	1
2	審査方法の概要	1
3	評価委員会の設置.....	1
4	審査の流れ.....	1
5	落札者の決定	2
6	提案内容の位置づけ	2
第 2	第一次審査	3
第 3	第二次審査	3
1	入札価格の確認	3
2	価格評価項目に係る審査.....	3
3	価格以外の評価項目に係る審査.....	3
第 4	総合評価	4
1	総合評価の手順	4
2	総合評価点の計算式.....	4

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市交通局（以下「交通局」という。）が、神戸市営地下鉄における駅務機器遠隔システム整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配付する「入札説明書」「要求水準書」「評価基準表」「提案書記載要領」「神戸市交通局委託契約約款」「補足仕様書」「委託契約頭書」「様式集」と一体のものである。

2 審査方法の概要

将来的に懸念されている職員の大量退職や就労人口の減少等により駅係員の配置人員が不足することが考えられる。駅係員が不足することによるお客様サービスの低下を招かないよう駅係員支援のためのオペレーションセンターを構築し、遠隔でのサービスが出来るシステムの開発、設置を行う。

オペレーションセンターから西神・山手線及び海岸線の全駅の駅務機器類（自動出札装置、自動改札装置、係員窓口処理機）の遠隔操作及びインターホンによる接客案内業務を実現する装置、カメラによる遠隔監視装置のシステム全般を構築し、現在、駅係員が行なっている各業務について遠隔支援をスムーズに行ない、誰もが使い易い駅務機器遠隔システムを整備し持続的な駅業務の運営を目的とする。

そこで、事業者の選定については、競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 評価委員会の設置

交通局は、総合評価一般入札方式の実施にあたり、「神戸市営地下鉄における駅務機器遠隔システム整備事業に関する総合評価一般競争入札方式実施に伴う評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により落札者決定基準を定めるとともに、評価委員が入札参加者の提案内容に対して行った客観的評価をもとに、落札者を決定する。

4 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査と、第一次審査を合格した入札参加者の提案内容、事業遂行能力および入札価格を審査する第二次審査を実施する。第一次審査は、入札参加者について書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定する。

なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しないものとする。

第一次審査	資格要件に係る審査
第二次審査	価格の審査と、価格以外の項目に係る審査によって総合評価審査を行う。

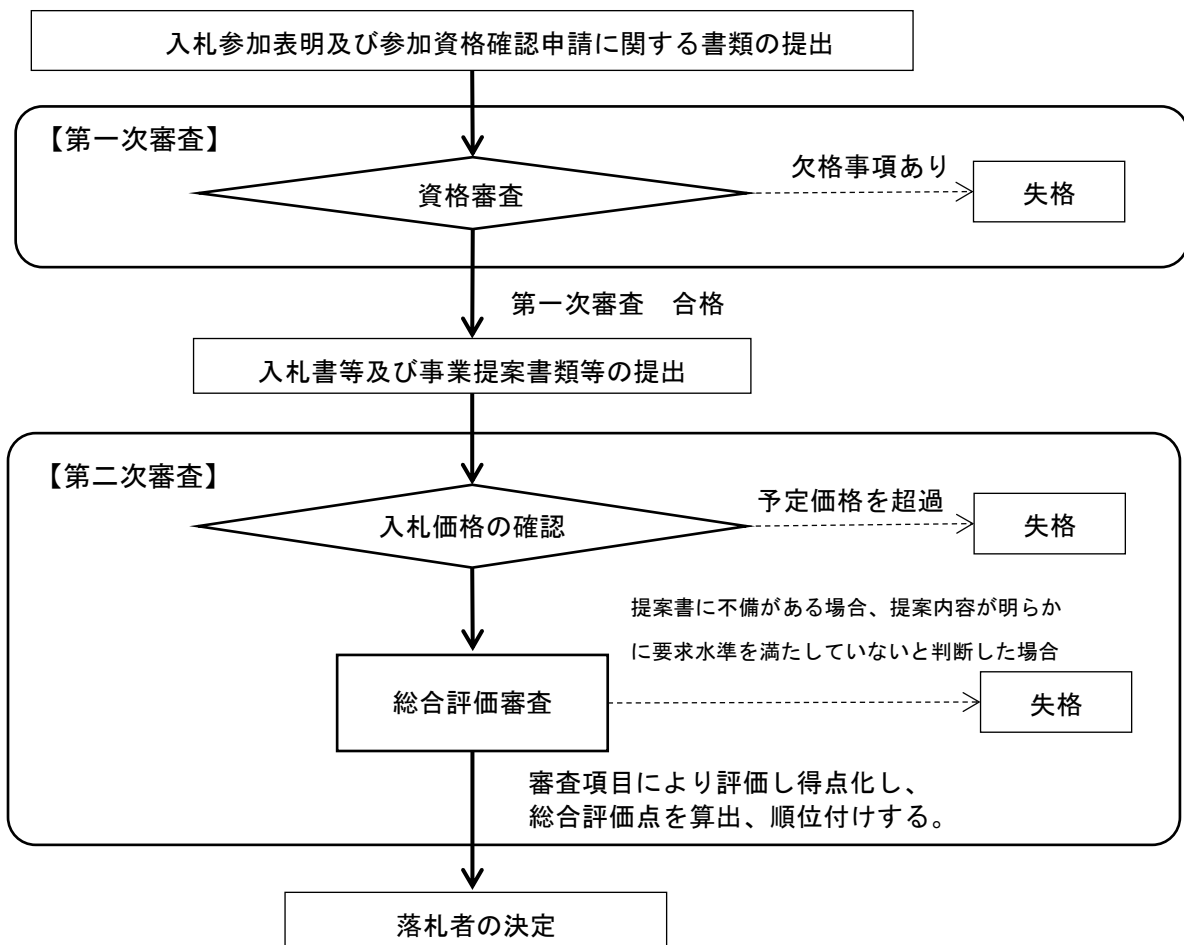


図1 審査の流れ

5 落札者の決定

第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等の内容について、第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、最も高い入札参加者を落札者として選定する。ただし、合計得点及び価格以外の評価項目のいずれかが6割に満たない場合や、神戸市交通局の事業を受託するにふさわしくないと判断する場合は得点にかかわらず、選定しないことがある。

第二次審査に進んだ入札参加者が1者であった場合にも、当該入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等の審査を実施する。ただし、合計得点及び価格以外の評価項目のいずれかが6割に満たない場合や、神戸市交通局の事業を受託するにふさわしくないと判断する場合は得点にかかわらず、選定しないことがある。

6 提案内容の位置づけ

本事業では、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

(1) 価格以外の評価項目に係る審査の扱い

価格以外の評価項目に基づく審査では、提案が具体的に示されている内容について得点が付与される評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容が、本事業の事

業契約で定める業務水準となることに留意すること。

(2) 審査段階の意見の扱い

審査段階において、入札参加者からの提案内容に対して交通局から意見が出される場合がある。この場合、本事業の契約締結の段階で、落札者は交通局が提示した意見を、事業の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない。

第2 第一次審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への入札参加資格要件の審査を行う。参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第3 第二次審査

入札参加者から提出された入札書等、事業提案書類および入札価格を審査する。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別の質問を送付して確認する場合がある。また、入札参加者への質問における回答内容等は、事業提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 入札価格の確認

入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、交通局の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

2 価格評価項目に係る審査

価格評価項目の得点は、以下の計算式により付与する。

$$\text{価格評価の得点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times 1880 \text{ 点}$$

3 価格以外の評価項目に係る審査

入札参加者の提案内容について、審査基準に基づき価格以外の評価項目に係る審査を行う。なお、提案内容が明らかに要求水準を満たしていないと判断した場合には、その入札参加者は失格とする。

価格以外の評価項目に係る審査の配点は1880点として、次の「表1 価格以外の評価項目及び配点等」に示す価格以外の評価項目及び配点に従い、入札参加者の提案内容について評

価し得点化する。

表 1 価格以外の評価項目及び配点等

No	価格以外の評価項目	配点
1	提案者について	100 点
2	基本方針	200 点
3	設計要件	770 点
4	非機能要件	340 点
5	構築要件	150 点
6	運用保守要件	200 点
7	追加提案	120 点
合計		1880 点

(1) 価格以外の評価項目の審査

価格以外の評価項目の審査は、「表 2 提案内容審査基準」の審査項目により得点を付与する。なお、詳細は別紙「評価基準表」を参照のこと。

第 4 総合評価

1 総合評価の手順

「2 総合評価点の計算式」により算出された総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が 2 者以上あるときは、価格以外の評価点の高い者を落札者とし、更に価格以外の評価点が高点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

2 総合評価点の計算式

総合評価審査の配点は価格評価点 1880 点、価格以外の評価点 1880 点の計 3760 点とする。総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

得点化の際は、小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。